

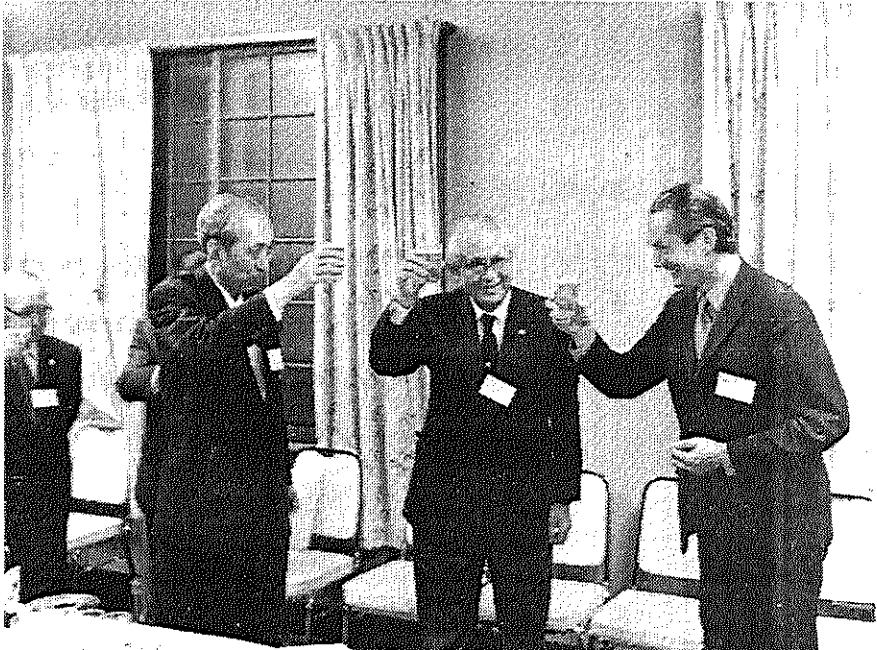
情 報 抄 錄

本会結成以来の非願 IWRB日本委員会を設立

国際白鳥会議開催・
ラムサー条約批准促進へ動き出す

1977年11月19日

にIWRB（国際水禽調査局）マシューズ局長が来日した折をとらえ、同26日東京虎ノ門共済会館でIWRB（国際水禽調査局）日本委員会の設立がはかられた。当時出席した日本白鳥の会、日本鳥類保護連盟、日本野鳥の会など9団体代表ら30名による協議によって、とりあえず山階芳麿会長・中西信堂・松井繁両副会長と9理事団体がきめられた。この9団体のうちには全国組織である狩猟2



〔左から山階芳麿 IWRB日本委員会長、吉賀忠道日本鳥学会頭
G V T マシューズ局長〕 1977.11.26 東京虎ノ門共済会館

団体の加盟もあり、ラムサー条約の精神が反映された。併せてマシューズ局長の記念講演を聞き、日本委員会結成祝賀会が開かれた。

1988年2月9日には、各理事団体代表による第一回理事会が開かれ、加盟費に関する各理事団体分担金の賦課、規約の審議、IWRB加盟国代表者会議の誘致と国際白鳥会議の併催の件などが協議された。

追って6月8日には、第二回理事会が開かれ、マ局長が提案していった1980年の代表者会議の日本開催に関する受け入れ態勢などについて協議され、あらためて1978年のIWRB代表者会議に代表を派遣し、誘致をはかることになった。

当日、オブザーバーとして出席していた環境庁鳥獣保護課・課長補佐は、ラムサー条約（国際湿原保護条約）の批准については次期国会に提出すべく準備中であると言明し、国としてIWRBへ加盟する

ことの可否についても、他の加盟国の実状などを打診したうえで検討したいので調査してほしい旨を要請、この件に関してはさっそく日本委員会が IWRB 本部に問い合わせたうえ環境庁に報告することになった。

こうして、日本白鳥の会結成の当初にめざしていたものが、徐々に実現への見通しが高まってきた。

なお、来日したマシューズ局長の講演要旨と、IWRB 日本委員会の規約は別稿のとおり。



(IWRB 日本委員会第一回理事会)

IWRB 日本委員会規約

(名 称)

第 1 条 本会は国際水禽調査局(International Waterfowl Research Bureau)日本委員会と称し略称は IWRB 日本委員会、英名は IWRB Japan Committee とする。

(事務局)

第 2 条 本会は事務局を東京都渋谷区の財団法人日本野鳥の会内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は IWRB 本部の目的に従い水禽類、およびその生息地の調査、保護の推進を計ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。

- (1) IWRB 本部との連絡および協力
- (2) 国内関連団体との連絡調整
- (3) 研究会等の開催
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

(構成員)

第 5 条 本会の趣旨に賛同する団体のうち理事会が適当と認めるものをもって構成する。

(理事団体)

第 6 条 本会の構成団体は会費の分担をするとともに、理事会へ理事 1 名を出すことができるものとする。